

## 新たな旅行商品造成に係る助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高山市観光連絡協議会（以下「協議会」という。）が、飛騨地域の観光資源の魅力を最大限活用し、高山市へのさらなる観光客の誘致推進、滞在時間の延長、観光消費の増加を図るため、新型コロナウイルス感染症防止に対応した、安心して楽しめる新たな旅行商品の造成を支援する目的で交付する助成金について、必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象事業者)

第2条 助成金の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、旅行業法施行規則第1条の2に基づく第1種旅行業務、第2種旅行業務、第3種旅行業務及び地域限定旅行業務の登録を受けた事業者とする。

2 高山市が定める「高山市暴力団排除条例」第5条に規定する事項を遵守しない事業者は、助成対象事業者としないものとする。

### (助成対象旅行商品)

第3条 助成対象となる旅行商品は、募集型企画旅行商品及び着地型旅行商品とする。

2 募集型企画旅行商品は、次の要件をすべて満たすものであること。

- (1) 都市圏等を発地とし、高山市を着地とする国内旅行商品であること
- (2) 高山市内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること
- (3) 高山市の文化や産業などの魅力が実感できる体験や新たな観光素材などが組み込まれていること
- (4) 一企画あたりの催行人数の累計が200人以上であること
- (5) 新型コロナウイルス感染症防止対策が施されていること
- (6) 令和3年3月末日までに、新たに造成した旅行商品の催行日が決定し、募集が開始されること

3 着地型旅行商品は、次の要件をすべて満たすものであること。

- (1) 第2条に定める高山市内の事業者が新規に造成する旅行商品であること
- (2) 高山市内での観光や体験など魅力的なプログラムが含まれていること
- (3) 一企画あたりの催行人数の累計が20人以上であること
- (4) 新型コロナウイルス感染症防止対策が施されていること
- (5) 令和3年3月末日までに、新たに造成した旅行商品の催行日が決定し、募集が開始さ

れること

(助成対象となる費用)

第4条 助成対象となる費用は、前条の旅行商品の造成に係る費用として、企画費、取材費、広告費（募集に係るチラシ、ホームページ等の制作費用など）及び魅力的な旅行商品となるために必要と協議会が認めた費用（以下「助成金」という。）とする。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額等は、次の表のとおりとする。

助成対象旅行商品	一企画当たりの 助成金限度額	助成対象 旅行商品企画総数
募集型企画旅行商品	1, 0 0 0 千円	予算の範囲内での企画数
着地型旅行商品	2 0 0 千円	

(助成金の交付申請)

第6条 助成金を受けようとする対象事業者は、助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて協議会長（以下「会長」とする。）の定める期日までに提出しなければならない。ただし、会長が、定める期日までに提出できない理由をやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

- (1) 企画書
- (2) 事業費予算書
- (3) 旅行商品に係る参加者募集までのスケジュール表
- (4) その他必要と思われる書類

(助成金の交付決定)

第7条 会長は、対象事業者から助成金の交付申請があったときは、申請書の内容を審査し、助成すべきものと決定したときは、その内容及び条件があるときはその内容を付し、申請した対象事業者（以下「申請者」という。）に助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(事業の変更)

第8条 申請者は、前条の規定により助成金の交付決定を受けた事業について、内容、実施

方法等の一部を変更又は中止しようとする場合、速やかに協議会と協議し、指示を受けるものとする。

- 2 申請者は、実施内容の変更協議が整ったときは、助成金変更承認申請書（様式第 3 号）を速やかに提出し、会長は助成金変更承認通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

#### （実績報告）

第 9 条 申請者は、事業終了後 30 日を経過した日又は令和 3 年 3 月末日のいずれか早い日までに、助成金実績報告書（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添えて会長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 実績報告書
- (2) 事業費決算（見込み）書
- (3) 広告媒体等制作物
- (4) その他必要と思われる書類

#### （助成金の交付）

第 10 条 申請者は、助成金の交付を受けようするときは、助成金請求書（様式第 6 号）を会長に提出するものとする。

- 2 協議会は、第 1 項の請求書を受理したときは、30 日以内に支払うものとする。

#### （補助対象事業完了後の手続き）

第 11 条 申請者は、補助対象事業として造成した旅行商品により催行した旅行実績について、催行実績報告書（様式第 7 号）を事業終了後速やかに会長に提出しなければならない。

#### （その他）

第 12 条 この要綱に定めのないものは、必要の都度、会長が別に定めることができるものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 20 日から適用する。